

富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度

令和5年4月1日から

妊産婦(多胎児)の方が利用できる

期間を延長します!

○変更内容 交付対象者の区分が妊産婦で多胎の場合、有効期限を3年に延長

	交付対象者
変更前	母子健康手帳を取得してから産後1年までの方
変更後	母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 (多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方)

○施行日 令和5年4月1日

○申請方法

- 窓口での申請 お住いの市町村窓口(詳しくは県のHPをご覧ください。)
【必要な書類】 交付申請書(各窓口でもお渡しします)
確認書類(母子健康手帳)
- 郵送での申請: 県厚生企画課
【必要な書類】 交付申請書(県のHPでダウンロード可能)、
返信用切手140円分、母子健康手帳の写し

※令和5年4月1日時点で、3歳未満の多胎児を養育中の方は、再度申請いただくことで、有効期間が3年に延長となります。

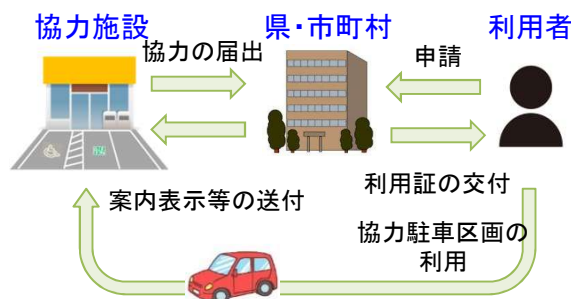
制度の概要

富山県ゆずりあいパーキング 利用証制度とは

歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。また、その区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

〔利用証の交付対象者〕※詳しくは裏面をご覧ください。

障害のある方、要介護者、難病患者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で、一定の要件を満たす方が対象です。



【利用証の 使用方法】

ルームミラーに利用証をかけて、車外から見えるように掲示します。



制度の詳細

▶ 対象範囲

区分		交付対象者		確認書類	有効期限
身体障害者	視覚障害	身体障害者手帳	1級～4級の方	身体障害者手帳	発行の日から5年以内
	聴覚または平衡機能の障害		1級～3級の方		
	肢体不自由		1級～5級の方		
			1級または2級の方		
			1級～6級の方		
	脳原性運動機能障害		1級～5級の方		
			1級または2級の方		
	心臓機能障害		1級～6級の方		
	腎臓機能障害		1級～4級の方		
	呼吸器機能障害		1級～4級の方		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級～4級の方		
	小腸機能障害		1級～4級の方		
	肝臓機能障害		1級～4級の方		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級の方		
	知的障害者		療育手帳所持者で障害程度欄がAの方		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	受給者証			
高齢者等 (40～64歳の要介護認定者を含む)	介護保険の要介護状態区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳を取得してから産後1年までの方 <u>多胎の場合、母子健康手帳を取得してから産後3年までの方</u>	母子健康手帳 <u>多胎については、多胎児の人数分の母子健康手帳</u>	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後1年の間 <u>多胎の場合、母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後3年の間</u>		
その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる方	医師の診断書	医師の診断書等による必要期間以内 (1年以内)		

〔利用証と協力駐車区画表示の種類〕

▼車椅子使用者用



▼車椅子使用者以外用



【お問い合わせ・郵送先】

富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
電話 076-444-3197 / FAX076-444-3491
E-mail akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

富山県ゆずりあいパーキング

検索

